

○草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱

《要綱改正理由》 ※決裁文章のまま

令和4年7月7日に開催された令和4年度第1回草津市地球温暖化対策推進本部小委員会および令和4年7月29日に開催された令和4年度第1回草津市地球温暖化対策推進本部での審議の結果、国の「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、まちづくりの観点でも地球温暖化対策を進めていくうえで、市ロードマップを策定することとなった。また、市ロードマップに基づく取組事例については、草津市地球温暖化対策推進本部「小委員会」改め「幹事会」で議論することとなった。

- ・現要綱で、「本部の所掌事務のうち軽易なものを検討または協議するため」設置するとされている「小委員会」について、「庁議および市政戦略会議の運営方針」別表1「市政戦略会議と庁議の役割分担等」に基づき、本部会議で決定された事項の具体的施策の検討や、関係課会議を経て事務局より示された重要な施策の方針等について議論する機関に改める。
- ・草津市議会会議規則では、「委員会の中に専門的な審議をするため、『小委員会』を設置する」との規定があり、また、全国的にも、「小委員会」は「小人数で専門的な審議をするところ」として使用されることが多い。一方で、「幹事会」は重要案件を審議する場として使用されることが多いため、草津市地球温暖化対策推進本部においても、現「小委員会」の名称を「幹事会」へ変更する。

このことから、所要の改正を行ったものである。

草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

新 要 綱	旧 要 綱
<p>第1～第3条（略） （幹事会）</p> <p>第4条 本部に第2条の所掌事務に関して、本部で決定された事項の具体的施策の検討および各部課で作成する重要な施策の方針等について議論するため、草津市地球温暖化対策推進本部幹事会（以下「<u>幹事会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 <u>幹事会</u>は、草津市庁議規程第11条第1項に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。</p> <p>3 <u>幹事会</u>にリーダーを置き、環境経済部副部長（総括）をもって充てる。</p> <p>4 リーダーは、<u>幹事会</u>における審議の経過および結果を本部長に報告するものとする</p> <p>5 前各項に定めるもののほか<u>幹事会</u>について、必要な事項は別に定める。</p> <p>（事務局）</p> <p>第5条 本部および<u>幹事会</u>の事務局は、環境経済部温暖化対策室に置く。</p> <p>第6条（略）</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、令和4年8月24日から施行する。</p>	<p>第1～第3条（略） （<u>小委員会</u>）</p> <p>第4条 本部に第2条の所掌事務のうち軽易なものを検討または協議するため、草津市地球温暖化対策推進本部<u>小委員会</u>（以下「<u>小委員会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 <u>小委員会</u>は、草津市庁議規程第11条第1項に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。</p> <p>3 <u>小委員会</u>にリーダーを置き、環境経済部副部長（総括）をもって充てる。</p> <p>4 リーダーは、<u>小委員会</u>における審議の経過および結果を本部長に報告するものとする</p> <p>5 前各項に定めるもののほか<u>小委員会</u>について、必要な事項は別に定める。</p> <p>（事務局）</p> <p>第5条 本部および<u>小委員会</u>の事務局は、環境経済部温暖化対策室に置く。</p> <p>第6条（略）</p>